茨城県最低賃金が 「時間額953円」 に改定されました

茨城県最低賃金は、

令和5年10月1日から時間額953円 (42円引上げ)

に改定されました。

年齢やパート、学生アルバイトなどの雇用形態にかかわらず、県内で働くすべての労働者に適用されます。

詳しくは、茨城労働局賃金室(電話029-224-6216)又は、 最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

茨城県の最低賃金 茨城労働局

検索▼

事業場内の最低賃金を引上げ、設備投資等を行う事業者(原材料費高騰等の要因で利益率が減少した中小企業・小規模事業者)への支援として、以下の相談窓口や助成金が利用できます。

1. 専門家による無料相談窓口

茨城働き方改革推進支援センター(電話0120-971-728)

2. 業務改善助成金

お問合せは、上記センター又は、

業務改善助成金コールセンター(電話0120-366-440)

茨城県最低賃金

令和5年10月1日から

使用者も労働者も 必ず確認!最低賃金





チェックマル

*年齢やパート・学生・アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず すべての労働者に適用されます。

中小企業事業者の皆さんへ

賃金の引上けを支援します。

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場 内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その股 備投資などの費用の一部を助成する制度です。

業務改善助成金

専門家による無料相談 を実施しています

賃金引上げにお悩みの方は、働き方改革 推進支援センターにご相談ください。

| 茨城働き方改革接進支援センター | 検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃 金の引上げに取り組む者に対して、設備 資金や運転資金の融資を行っています。

備き方改革推進支援資金

